

「ふるさとの丘」ボランティア受け入れマニュアル

このマニュアルはボランティアに対する方針、活動範囲、責任などを明確にして、利用者に迷惑がかからないようにすることを目的とします。

なお、ボランティアを受入れる意義は、社会的役割と地域における社会資源の有効活用になるからです。

(方針及び理念)

第 1 条 現在、福祉サービスの基本理念は、ノーマライゼーションやコミュニティケアの思想に基づいて、社会福祉施設を位置づけしています。すなわち、社会参加や自己実現といった人間としてあたりまえの権利を実現し、生活の上でも、意識の上でも平等であることを実現していくことです。

このノーマライゼーションの理念に沿って、社会福祉施設は隔離収容を目的とする場ではなく、福祉サービスを必要とする人々にとってごくあたりまえの選択肢の 1 つとしての「生活の場」であり、一般社会から隔絶されることなく、当施設では利用者皆様が地域社会の一員として地域との交流をもちながら存在していくことを目指していきたいと考えております。

したがって、上述のノーマライゼーションの思想を確立していくため、地域の社会資源の 1 つとしてボランティアの皆様を積極的に受け入れ、利用者皆様が地域での生活の場を確立できるよう、ボランティア皆様に支援をお願いしたいと思えます。

ただし、押し付けのボランティア活動は避けていかなければなりませんし、当施設では利用者一人一人の意思を尊重して福祉サービスを提供していることから、ボランティア活動におかれましても、この精神に基づいて活動及びご協力をお願いします。

そして、当施設では日々ノーマライゼーションの思想を実現及び継続し、利用者皆様を大事な 1 人の人間として福祉サービスの提供を行っていきます。

これからの社会福祉施設は、利用者へのサービス、地域住民への在宅福祉サービス、社会福祉教育の場など、当施設のもち得る多くの機能にも着目し、広く地域全体に向けて福祉サービスを提供していきたいと思えます。そのためには、幅広くボランティア皆様のご支援をお願い申し上げます。

(申し込み手続き)

第 2 条 ボランティアをする場合には事前に申し込み(登録)をしていただきます。

(配置の範囲)

第 3 条 ボランティアの配置の範囲は、施設の清掃、着替え、車椅子補助、趣味活動、演奏会、食事の支度とします。これ以外の活動はできませんので、予め御了承ください。

(利用者又は家族等への説明)

第 4 条 利用者への説明は利用契約書を締結する時点において、別に定める利用者説明書及び第三者個人情報同意書の中で十分な説明をしていくものとしません。

(事前研修)

第 5 条 本マニュアルにそって事前研修を担当職員(総務課長)より受けていただきます。また、ボランティア活動に入る前に現場の担当職員と打ち合わせをしていただきますが、必ず担当職員の指示により活動していただきます。

(現場の研修担当者)

第 6 条 研修担当者は、総責任者(総務課長)、入所(寮母長)、デイサービスセンター(相談員)、ショートステイ(寮母長)、ヘルパーステーション(サービス提供責任者)、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、給食(管理栄養士)とします。

(事故)

第 7 条 万が一利用者への損害賠償が発生した場合に備えて施設として損害保険へ加入いたします。ただし、労災保険の適用はありませんので御了承ください。

(誓約書)

第 8 条 本マニュアルにそって説明されたことを理解され承諾され場合に限り、個人情報や虐待などを防止するための誓約書を提出していただきます。

(誠意処理)

第 9 条 この規程に定めない事項についてはその都度協議するものとします。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日より改正する。